

第1回 千葉県九十九里沖 における協議会

2025年12月15日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局
千葉県

洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要

洋上風力発電 導入の意義

- 洋上風力発電は、①導入拡大のポテンシャル、②将来的なコスト低減、③経済波及効果が期待され、再エネの主力電源化に向けた切り札と位置付けられている。
- 一方で、特に②昨今のインフレを背景に、国内外で事業の遅延・撤退が発生、③現在、大型風車メーカーが国内に存在しないといった課題がある。

①導入拡大のポテンシャル

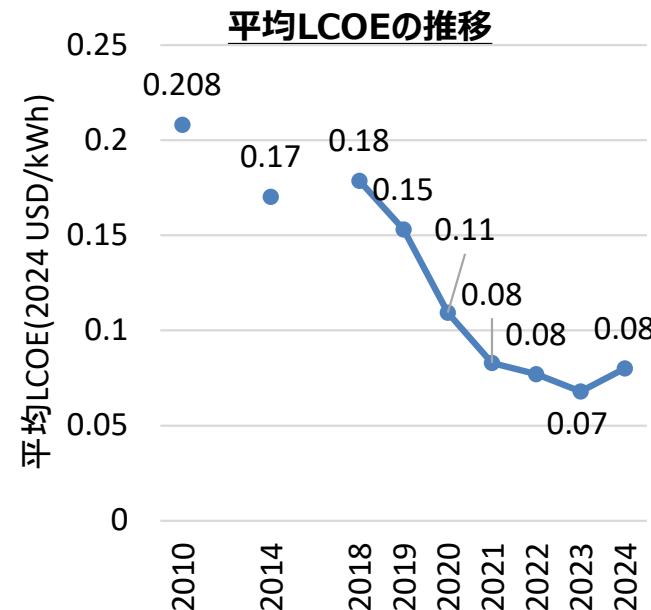
- 欧州を中心に世界で導入が進展。
- 日本においても、開発適地が減少している陸上風力に比べ、洋上風力は、国土が四方を海に囲まれ、領海・EEZは世界第6位の面積を誇ることを踏まえれば、導入拡大のポテンシャルは高い。

我が国の排他的経済水域（EEZ）



②将来的なコスト低減

- 欧州では、洋上風力発電の大量導入が先行し、域内で風車製造のサプライチェーンが形成。需要地に近い工場立地により輸送コストを抑えつつ、風車の大規模化や量産投資を行うことにより、コスト低減が進展。
- 日本においても、今後、国内サプライチェーンを整備することで、同様の展開が期待される。



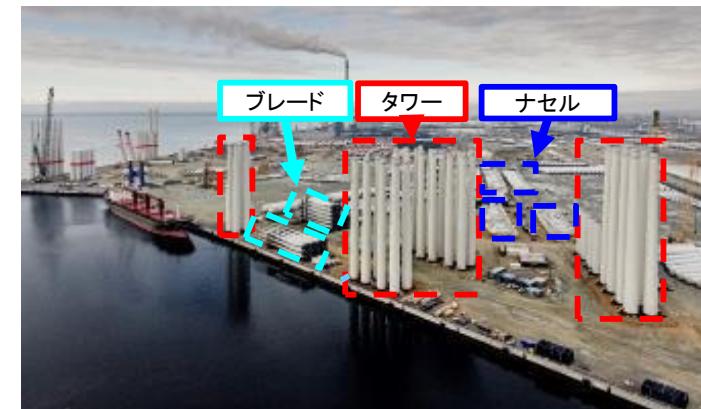
出所) IRENA, Renewable power generation costs in 2014, 2018-2024 より
三菱総合研究所作成

③経済波及効果

- 洋上風力発電設備は、部品数が多く（数万点）、また、事業規模も大きいことから、関連産業への波及効果が大きく、地域活性化にも寄与。

欧州の港湾都市の事例（デンマーク・エスピーアウ港）

- ・建設・運転・保守等の地域との結びつきの強い産業も多いため、地域活性化に寄与。
- ・エスピーアウ港には約200の企業が集積し、洋上風力とOil & Gas産業等を合わせて約10,000人の雇用を創出。



出所) Port of Esbjerg, <https://portesbjerg.dk/en/about-us/jobs>, 閲覧日:2025/9/25, 及びPort of Esbjerg Annual Report 2018

再エネ海域利用法の概要

- 海域を占有するため、都道府県条例の許可では通常3～5年と短期であり、長期占用ルールが必要。
- 港湾区域においては、港湾法を改正し、2016年7月に施行。
- 更に、港湾区域以外の一般海域について、「再エネ海域利用法」（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）を定め、2019年4月に施行（経産省・国交省の共管）

【課題】

課題① 海域利用に関する統一ルールなし

- ・海域利用（占用）の統一ルールなし
- ・都道府県条例の許可は通常3～5年と短期
⇒事業の予見可能性が低く、資金調達困難

課題② 先行利用者との調整枠組不明確

- ・漁業者等の先行利用者との調整に係る枠組が存在しない

課題③ 高コスト

- ・供給価格が欧州と比べ高額
- ・国内に経験ある事業者が少ない

【対応】（再エネ海域利用法）

●国が、洋上風力発電事業の実施区域を指定（促進区域）

- 事業実施者を公募により選定
選定事業者は、長期占用が可能（30年間）
⇒事業の安定性を確保

●促進区域の指定に向け、区域ごとに地元漁業等関係者、国・自治体による協議会を設置

- 区域指定の際、関係省庁とも協議し、他の公益との整合性を確認
⇒事業者による地元調整に係る負担軽減

●事業者の選定に当たっては、事業実施内容に加え、電力供給価格により評価し、選定 ⇒競争を促進し、コスト低減

基本方針に掲げる再エネ海域利用法の目標（基本原則）

- 閣議決定された「基本方針」には以下の4つの目標を定めており、協議会の運営、促進区域の指定等の法律の運用の大原則となっている。

1. 長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現

- ✓ 長期間にわたり海域を占用することから、信頼性があり、かつ国民負担抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することが重要。
- ✓ このため、「長期的、安定的かつ効率的」な発電事業の実現を目指す。

2. 海洋の多様な利用等との調和

- ✓ 漁業等と共に海洋再生可能エネルギー発電事業を実現する。

3. 公平性・公正性・透明性の確保

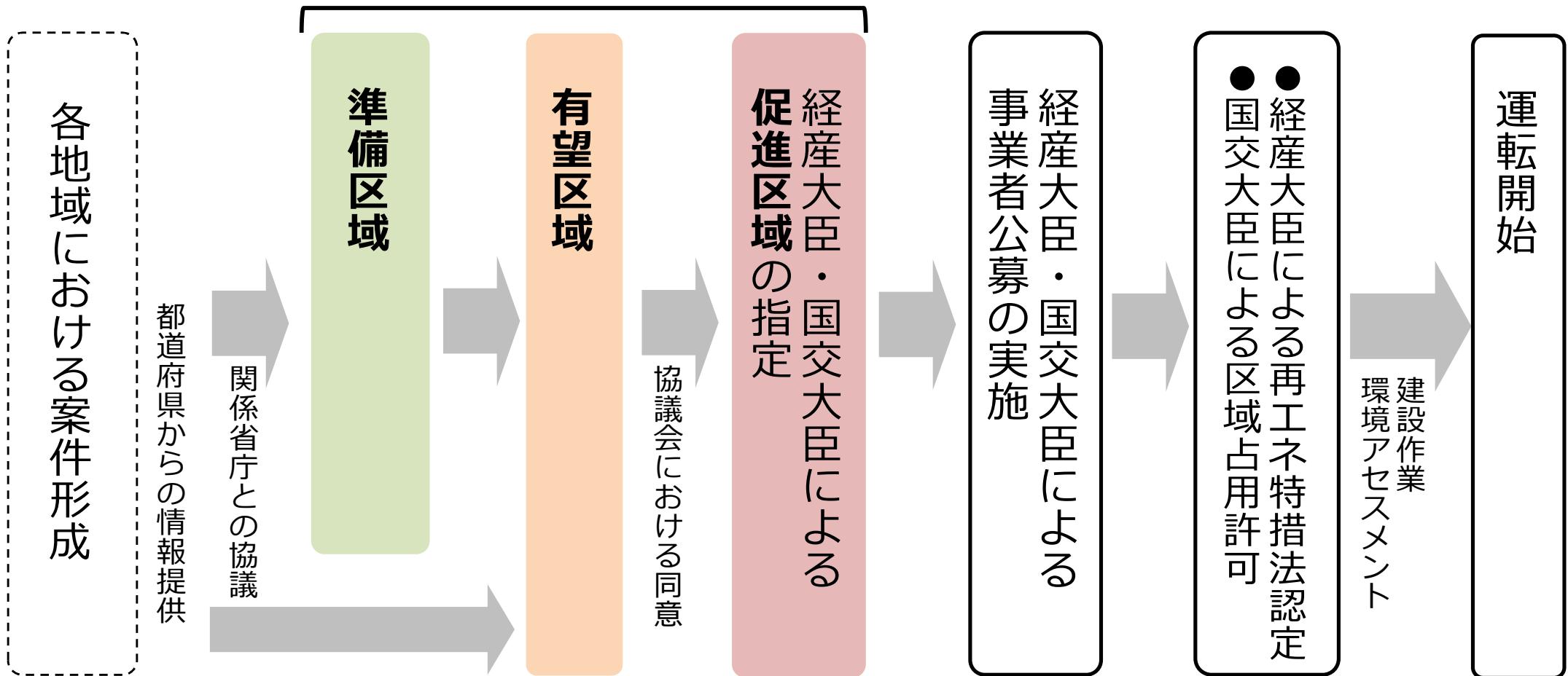
- ✓ コスト低減や先進的な技術開発等の事業者の創意工夫を後押しするため、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現する。

4. 計画的かつ継続的な導入の促進

- ✓ 洋上風力産業の健全な発展を図るために、継続的な市場をつくることが重要であることから、計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進を図る。

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



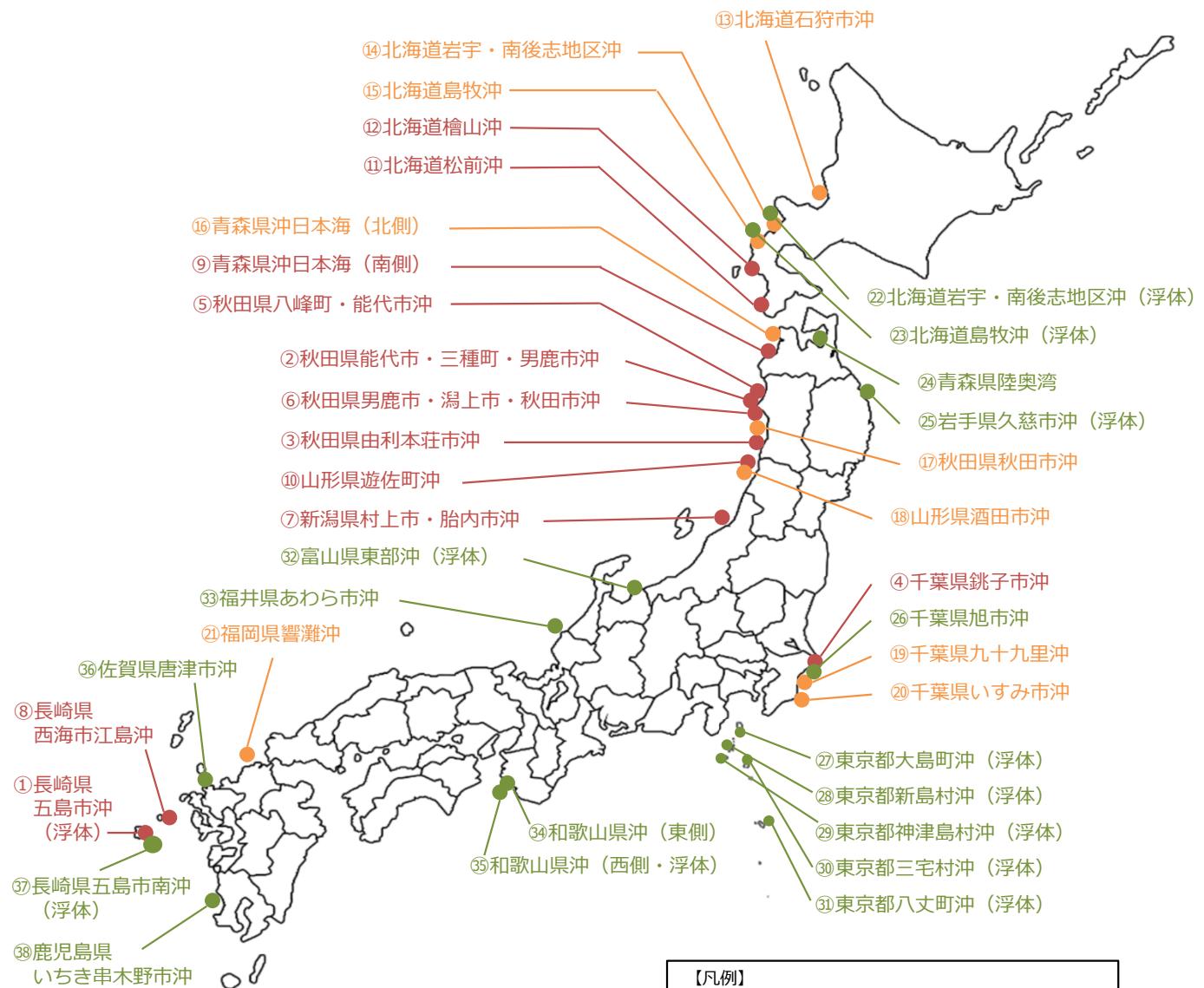
有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条+ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和7年12月時点)



※容量の記載について、事業者選定済の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量。それ以外は、事業者が確保している系統接続の最大受電力、または系統確保スキームで算定した当該区域において想定する最大出力規模であり、区域の調整状況に応じて変動しうるもの。

区域名	万kW※	事業者選定済
①長崎県五島市沖 (浮体)	1.7	
②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	41.5	
③秋田県由利本荘市沖	73.0	
④千葉県銚子市沖	37.0	
⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5	
⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5	
⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4	
⑧長崎県西海市江島沖	42.0	
⑨青森県沖日本海 (南側)	61.5	
⑩山形県遊佐町沖	45.0	
⑪北海道松前沖	25~32	
⑫北海道檜山沖	91~114	
⑬北海道島牧沖	91~114	
⑭北海道岩宇・南後志地区沖	56~71	
⑮北海道島牧沖	44~56	
⑯青森県沖日本海 (北側)	30	
⑰秋田県秋田市沖	37	
⑱山形県酒田市沖	50	
⑲千葉県九十九里沖	40	
⑳千葉県いすみ市沖	41	
㉑福岡県響灘沖	48	
㉒北海道岩宇・南後志地区沖 (浮体)	㉓東京都八丈町沖 (浮体)	
㉔北海道島牧沖 (浮体)	㉕富山県東部沖 (浮体)	
㉖青森県陸奥湾	㉗千葉県旭市沖	
㉘岩手県久慈市沖 (浮体)	㉙和歌山県沖 (東側)	
㉚東京都大島町沖 (浮体)	㉛和歌山県沖 (西側・浮体)	
㉛東京都新島村沖 (浮体)	㉜鹿児島県唐津市沖	
㉝東京都神津島村沖 (浮体)	㉞長崎県五島市南沖 (浮体)	
㉞鹿児島県いちき串木野市沖	㉟鹿児島県いちき串木野市沖	
㉟東京都三宅村沖 (浮体)		

促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、第1号から第6号までの基準が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に關し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

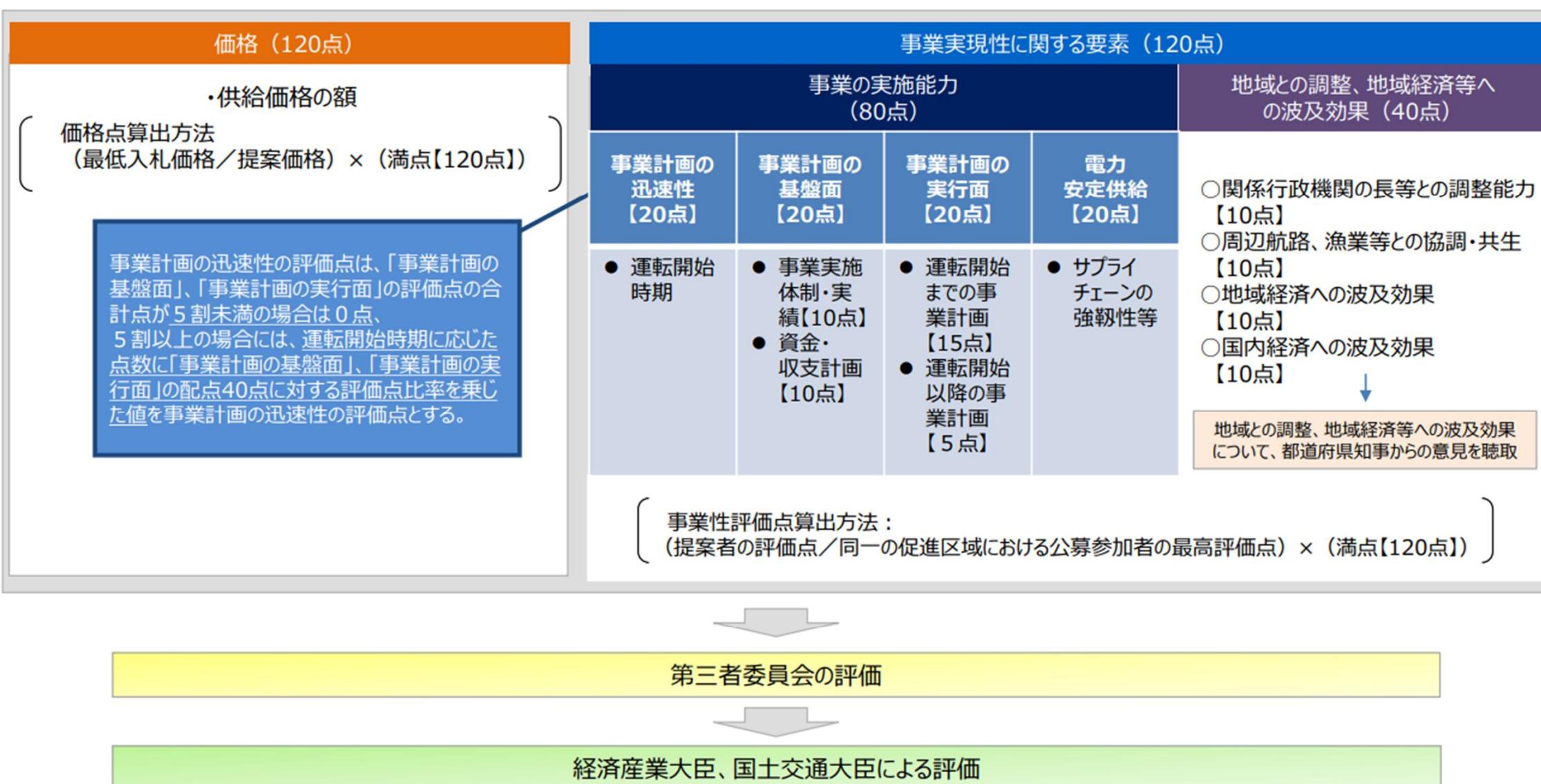
第5号 漁業への支障

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域等と重複しないこと。

現行の再エネ海域利用法に基づく公募の審査・評価の全体の流れ



※現在、国の審議会において、公募制度の見直しについて議論中。

促進区域内海域の占用について

(促進区域内海域の占用の許可)

- 促進区域内海域で占用を行うには国土交通大臣の許可が必要。
- 国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件とする。

(占用許可の対象とならない行為)

- 漁業に関する行為は、基本的に「一時的」なものであり、占用許可を受けることは要しない。漁業に関する行為には、漁網等の設置が含まれるものとし、これには養殖の用に供される物であって容易に移動可能な物及び定置網も対象となる。ただし、漁業用工作物の設置及び魚礁の設置については占用許可の対象となり得る。

(占用料について)

- 占用料については、発電設備の投影面積及びケーブルの長さ、魚礁の設置面積等に基づき算定することとする。

今般の協議会について

協議会の法律上の位置づけ

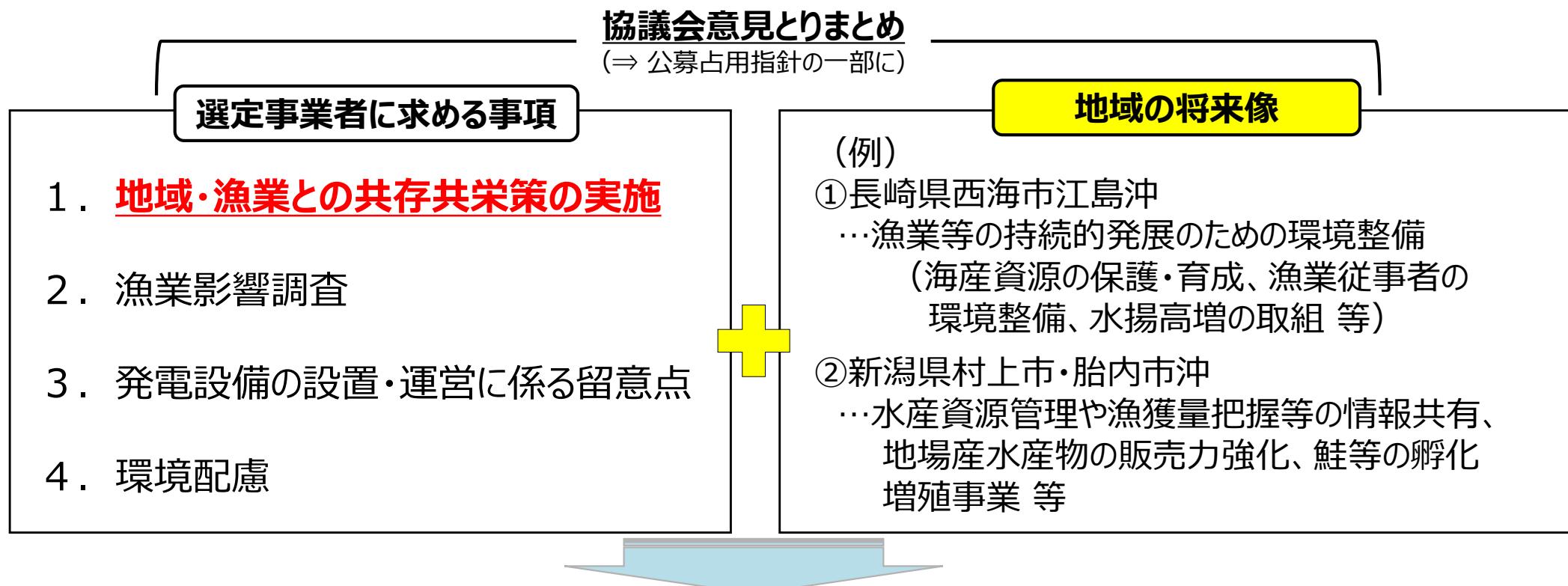
- 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

協議会の基本方針上の位置づけ

- 海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある。
- このため、再エネ海域利用法に基づく協議会の運営に当たっては、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。
- また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとする。
- なお、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミング毎に協議会等を適時設けることとする。
- さらに、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、協議会は原則として公開で行うこととする。

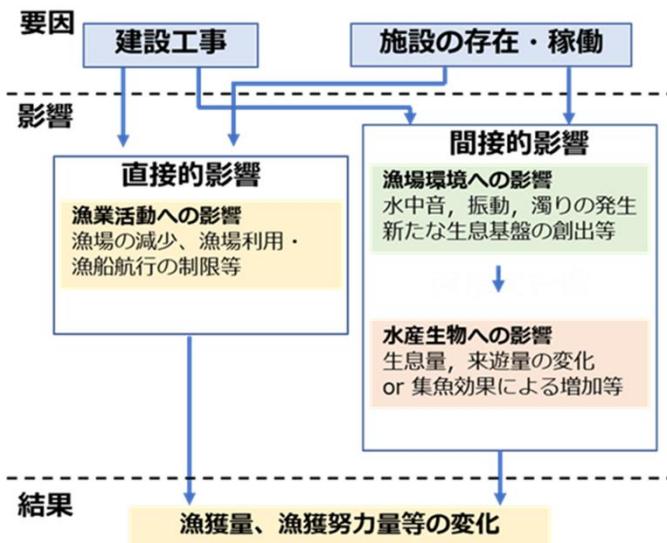
協議会意見とりまとめと地域の将来像

- 「有望区域」では、再エネ海域利用法に基づく協議会（法定協議会）を開催。
国、都道府県、地元市町村、関係漁業者、有識者等が選定事業者に求める事項を議論。
 - 協議会における合意事項は「協議会意見とりまとめ」として文書化し、協議会の構成員（事業者選定後は選定事業者を含む）は、協議の結果を尊重しなければならない（法第9条第6項）。
- 最近の協議会では、洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像についても議論。
選定事業者は、地元と一緒にになって、その実現に向けて取り組むことが求められる。



漁業影響調査の考え方

- 協議会において、洋上風力発電設備の整備及び稼働に伴う漁業への影響調査を行うにあたり、地域の漁業の特性等を勘案して、調査の方法及び考慮すべき事項を「漁業影響調査の考え方」として整理。
- 選定事業者はこの内容を基本的な仕様として考慮し、漁業者等と議論のうえ、具体的な調査内容を設計。



新潟県村上市・胎内市沖の例

＜魚種・調査時期＞

– 地域の特徴を踏まえ、調査対象魚種を抽出

– 着工前1年、工事期間中、運転開始後3年にわたってモニタリング

＜評価指標＞

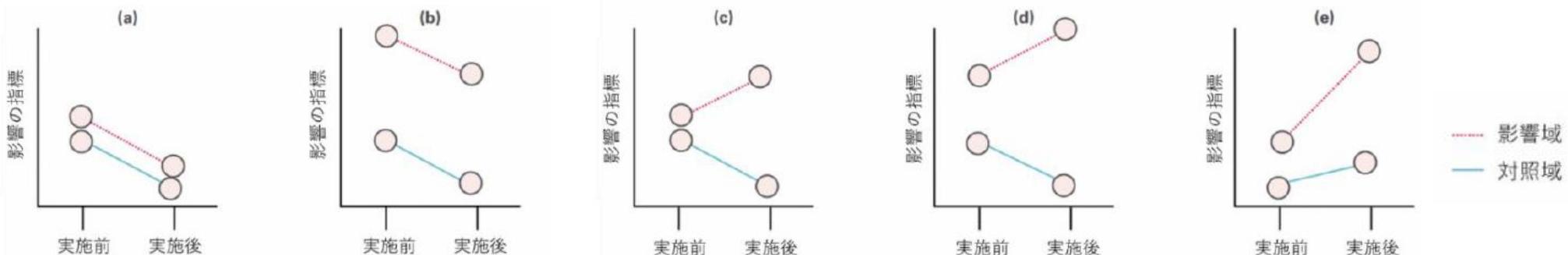
– 漁獲量・水揚量

– 漁獲努力量 (出漁日数、操業時間、航行距離等)

– 単位漁獲努力量当たり漁獲量

＜調査方法＞

– 影響域・対象域における評価指標の変動に有意な差が見られるか



影響域および対照域における発電事業実施前後の変化から、影響の大きさを求める方法 (BACIデザイン) のイメージ (Schwarz, 1998を一部改変)
→ (a)、(b)は影響がなく、(c)～(e)は影響がある場合の例 ※BACI : Before, After, Control, Impact

他区域の協議会の開催・運営について

- 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」(以下単に「区域指定ガイドライン」という。)において、協議会における協議、情報共有事項は以下のとおり整理されている。
 - ① 促進区域の指定についての利害関係者との調整
 - ② 事業者の公募に当たっての留意点
 - ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等（※事業者の選定後に協議会において議論）
- 過去の協議会においては、地域や漁業との共存共栄のための留意事項、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項、環境配慮事項、洋上風力発電事業を通じた地域の将来像について、構成員からいただいた意見を以下のような形で意見とりまとめに反映している。

【これまでの各地域の協議会とりまとめの骨格】※とりまとめ内容は地域の実情に応じて異なる

全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携した、新たな産業、雇用、観光資源の創出など地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。等

地域や漁業との共存

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策・振興策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「協議会意見とりまとめ」に記載の趣旨を踏まえた提案を行う。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。等

洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項

- ✓ 洋上風力発電の設置位置の検討や事前調査、建設工事、事業の実施にあたって、選定事業者は、関係漁業者や船舶運航事業者等と、各段階で事前に丁寧な説明・協議を実施、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定する。
- ✓ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。等

環境配慮事項

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づく洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施するほか、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行う。等

洋上風力発電事業を通じた地域の将来像

- ✓ 洋上風力発電事業を契機として、地域が目指す将来像と、取組の方向性を示す個別テーマを設定。選定事業者は、地元と一緒にになって、その実現に向けて取り組むことが求められる。等

山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回 2022年1月24日開催

第2回 2022年9月2日開催

第3回 2022年12月19日開催

第4回 2023年3月29日(協議会意見とりまとめ)

＜留意事項＞

（1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行ふ場合には、海域の利用を了承する。 等

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策・振興策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「とりまとめ別紙」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ 地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。 等

（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域における漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、海岸線から1海里(1マイル)より陸側の海域には洋上風力発電設備等を設置しない。 等

（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等

（5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等

（6）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等

（7）その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

とりまとめ別紙 -洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像-

- ✓ 遊佐の若者が自発的に地元への定着を選び、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、持続可能で魅力あるまちづくりを実現。

青森県沖日本海(南側)における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回 2020年12月25日開催

第2回 2021年12月22日開催

第3回 2023年5月9日開催

第4回 2023年7月28日(協議会意見とりまとめ)

＜留意事項＞

（1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐(確保済み系統容量(kw)×250×30で算定される額) 等を通じて地域や漁業との協調策・共生策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「4. 将来像」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ 地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける 等
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。 等

（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、津軽国定公園区域内及び海岸線から500m以内の海域には洋上風力発電設備を設置しない。
- ✓ 底建網等漁業への配慮のため、別に指定するエリアでは洋上風力発電設備等を設置しない。 等

（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等

（5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等

（6）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等

（7）その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

（8）洋上風力発電事業を通じた青森県沖日本海(南側)の将来像

- ✓ 海洋漂着物の回収・処理活動への協力を含む漁場環境の保全やブルーカーボンを含む藻場の造成等、水産資源の維持管理・増大に資する取組を通じ、持続的に発展していくことを期待。 17

北海道松前沖における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回 2023年11月13日開催

第2回 2024年3月26日開催

第3回 2024年7月31日開催（協議会意見とりまとめ）

＜留意事項＞

（1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力（kw）×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策・共生策を講じる。 公募占用計画の作成にあたっては、「4. 将来像」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ 地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受けること。
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。 等

（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深40m以浅の海域には洋上風力発電設備を設置しない。 等

（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。
- ✓ ヤリイカの漁期・産卵期の2～5月は工事の休止を基本とする。等

（5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等

（6）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等

（7）その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

（8）洋上風力発電事業を通じた北海道松前沖の将来像

- ✓ 「風を活かしたリニューアブルタウン『誰もが住み続けたいまち』を目指して」を掲げ、「洋上風力」を重要な取組と位置づけ。 18

北海道檜山沖における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回 2023年12月18日開催

第2回 2024年7月22日開催

第3回 2024年11月8日開催

第4回 2025年3月19日(協議会意見とりまとめ)

＜留意事項＞

（1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐(発電設備出力(kw)×250×30で算定される額) 等を通じて地域や漁業との協調策・共生策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「4. 将来像」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ 地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受けること。
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。 等

（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深20m以浅の海域には洋上風力発電設備を設置しない。 等

（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。
- ✓ サケの漁期（9～10月）の工事は漁業者等へ協議等を行う。等

（5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等

（6）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等

（7）その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

（8）洋上風力発電事業を通じた北海道檜山沖の将来像

- ✓ 「環境と経済が調和しながら成長し続ける地域」を掲げ、「洋上風力」を重要な取組と位置づけ。

千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回 2019年11月18日開催

第2回 2020年1月31日開催

第3回 2020年6月4日開催（協議会意見とりまとめ）

＜留意事項＞

（1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める**。（例：地域に所在する港湾の活用、地域新電力の活用、観光資源化等）
- ✓ 協議会構成員、選定事業者は、漁業との共存、透明性確保等**基本方針の4つの目標の実現**に向けて、適切な対応を行うこと。
- ✓ 協議会は、**選定事業者が協議会の意見を尊重して事業を行う場合には、海域の利用を了承する**。 等

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**漁業との協調・共生・振興の取組**（漁場実態調査、魚礁設置等）**を実施するために、基金へ出捐する**。
- ✓ 地元自治体、関係漁業者等は、基金の運営について、必要な協議・報告等を行い、**透明性確保のための方策をとる**。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、海洋調査の専門家及び地元自治体等の意見を聴取・尊重しつつ、**漁業影響調査を行う**。

（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、**本海域における漁業や、既存海洋構造物への支障を十分考慮し、必要な説明・協議等を行う**。
- ✓ 選定事業者は、**屏風ヶ浦等の地形・景観が有する価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議や、関係法令に基づく適切な対応を行うこと**。 等

（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。 等

（5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルールを協議する**。 等

（6）発電事業の終了時における設備等の扱いに係る留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域における発電事業を終了するときは、**原則として洋上風力発電設備等の撤去**を行う。ただし、関係漁業者等の同意を得て、海洋環境に配慮して行う場合は、**発電設備等の一部の残置も認められる**。

（7）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うこと**。 等

（8）その他

- ✓ 公募参加者は、本協議会意見の内容に対する公募参加者の理解を深めるため、**公募開始前及び期間中に開催される、協議会構成員による説明会に参加すること**。 等